



認定こども園くるみ おゆうぎ会 11/16

- 平成25年度町政懇談会を開催
- 大雪による災害に備えて
- 高齢者世帯等の暖房用灯油代一部助成について
- 各施設年末年始休業等のお知らせ

平成25年度

町政懇談会

11月9日（土）、役場と町交流会館で町政懇談会が開催されました。
町から各種事業の説明をした後に、皆さんから貴重なご意見やご要望をいただきましたので、その主な内容をお知らせします。

◆町から説明した各種事業

最重要課題 ●財政の健全化 ●人口の確保

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 開基120年記念事業・ 町の財政状況・ 消防庁舎新築移転・ いなほ団地募集・ ご当地グルメ「ちっぷべつ緑のナポリタン」・ ふるさと回帰同窓会開催補助金・ 太陽光発電事業所誘致・ 戸籍の電算化導入事業・ 出産1年後祝金事業・ 高校生までの医療費無料化・ 高齢者タクシーチケット助成事業・ 福祉灯油助成事業 | <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者等見守り事業・ 農村地区の合併処理浄化槽設置費補助金・ イメージキャラクター「チーベルくん」・ 第2回秩父別産新米普及マラソン大会・ 産業後継者新規就業支援金・ 商業振興店舗等建設促進補助金・ 新農業開発交付金・ 商工業活性化対策交付金・ 平成25年度実施の建設・土木事業・ 学校教育関係について・ 社会教育関係について・ 秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ利用状況 |
|--|---|

◆皆さんからいただいたご意見・ご要望の主な内容

問

ふるさと回帰同窓会補助金について、同じ同窓会には年度1回までの交付要件となっているが、例えば小学校4校全体の同窓会と各小学校単位の同窓会を同じ年度に実施した場合は、同じ同窓会として重複になりますか。

答

両同窓会に参加者が重なっているとしても、同窓会の参集範囲が違いますので、同じ同窓会として重複にはなりません。

問

来年、農事組合の合併に伴い、コミュニティ会館の利用頻度が極端に少なくなるという状況が懸念されています。会館によっては建設から相当年数が経過しているため補修費が増大することが予想され、また管理維持費もかかりますので、今後に向けて何か対策をお願いできないでしょうか。

答

今後の利用状況を踏まえ、災害時避難施設としての機能や地域の皆さんご意向を確認しながら、会館整理も含めて十分検討していきます。

問

道道3丁目路線で吹雪の際の事故防止のため、防雪柵ができると聞いています。

この道路の路肩の上にある矢印のポールが、他の道路に比べ2倍近く間隔が空いており、この間隔を狭めることで、吹雪の視界不良による事故が減るのではないのでしょうか。

答

また、防雪柵が設置されると、水田側にも雪が高く積みあがり、また、夏の草刈にも支障が出ます。矢印のポールの間隔を狭めてもらうよう道に要望いたします。防雪柵については、道から地元と再度協議をしたいと聞いております。

ので、その際は、地元の方からも道に直接ご意見をお願いいたします。

問

国道233号線を深川方面から来た場合、墓地方面に向かう道路の入口が分かりづらいので案内標識を設置してはいかがでしょうか。

またこの入口は、東1丁目の交差点もすぐ近くにも非常に危険を感じることもあります。

答

国道を管理している北海道開発局に案内標識の設置を要望していきます。

なお、東1丁目の交差点は、北海道開発局が右折レーンの設置に向けて準備を進めております。

問

こども園向かい側、公営住宅横のオンコの木が傷んでいます。この木を撤去して、こども園用の駐車場に整備し、冬は今までどおり堆雪場所として活用しては

いかがでしょうか。

答

由来のある木の可能性もありますが、貴重なご意見として、今後検討してまいります。

問

太陽光発電について、旧町営牧場跡地約8万㎡に約2万㎡を利用して民間会社が太陽光発電を行うと聞きましたが、今後は発電規模を拡大して、残りの土地も利用されるのでしょうか。

答

当初、民間会社では倍の規模を計画していましたが、北海道電力の送電線の容量により今回の規模（約2万㎡・900kw）になりました。町としても土地を最大限活用していただきたいと考えており、送電線の容量が増えた場合は、太陽光発電の規模拡大の可能性もあると考えています。

貴重なご意見・ご要望ありがとうございました。

大雪による災害に備えて



平成23年12月25日の大雪による国道233号の渋滞

大雪は、上空に寒気が入り季節風が強まる時と北海道付近を低気圧が通過する時に発生します。また、石狩湾付近に暴風を伴う小さな低気圧が発生することがあり、この低気圧が通過する時には局地的に猛烈な吹雪となります。大雪や暴風雪による災害は、大雪や吹雪、なだれによる道路の通行止めや鉄道・航空機の運休などの他、湿り雪の場合は、電線着雪等による停電、ビニールハウスの倒壊や倒木による被害も発生します。

大雪による災害に備えて、

次のことに留意してください

□雪の降り方は変化が大きい

- ・季節風が強い時は、雪雲は筋状となります。今いる場所が晴れていても、少し離れた場所では大雪・吹雪となっている場合があります。
- ・低気圧の通過や風向の変化で、天気が急変し、猛吹雪になる場合があります。

□気象情報を有効に利用する

- ・大雪や猛吹雪により重大な災害が予想された市町村には、「大雪(特別)警報」や「暴風雪(特別)警報」が発表されます。

□車の運転に留意

- ・雪に関する警報が発表されている時は不要な外出を避けましょう。
- ・立ち往生した時は排気ガスや低体温症に注意し、確実に避難できる時以外は、車から離れないようにしましょう。

屋根雪や氷・つらら に**注意**してください。

毎年、冬になると、屋根に積もった雪や氷、つららなどが落ちて、歩行者がケガをしたり、死亡したりする事故が起こっています。

冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、特に次のことに注意をお願いいたします。

- ★ 屋根の雪や氷、つららなどが道路に落ちる構造の建物には、事故を防ぐため、**丈夫な滑り止めなどを付けるようにしてください。**
- ★ 雪の滑り止めがあっても、強さが足りなかったり、針金などがさびついたりして落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところは修繕してください。
- ★ 屋根の雪や氷、つららなどは、**気温が急に上昇したとき、特にマイナス3度位からプラス3度位になったときに落ちやすくなります。**歩行者や遊んでいる子供たちに注意をして、早めに雪や氷、つららなどを落としてください。
- ★ ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は、少しでも危険です。付着した雪や氷は、こまめに取り除くようにしてください。また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。
- ★ 雪や氷が落ちるおそれのある軒下などの歩行者には、十分注意を促すようにしてください。**軒下では子供たちを絶対に遊ばせないように注意してください。**
- ★ 屋根からたくさんの雪が落ちたときは、直ちに人が巻き込まれていないか確かめるとともに、速やかに処理してください。
- ★ 歩行者や車の通行に支障となりますので、屋根などの敷地内の雪は絶対に道路へ出さないでください。

北海道開発局・北海道・北海道警察



□**屋根雪降ろし作業時の注意**

・雪による人的な被害は、屋根の雪降ろし中の事故が最も多くなっています。一人で作業をせず、命綱をつけるなどして事故を防ぎましょう。また、屋根からの落雪にも注意し、下の通行人や付近に子どもがいないかどうかを確認して作業をしましょう。





道路除排雪作業に

皆様のご協力をお願いします！

道路の除排雪作業をスムーズに行なうためには、町民の皆様のご協力が不可欠です。ご理解とご協力をお願い致します。

- 路上駐車をしなさいてください。
- 道路に雪を出さないてください。
- 路上に障害物を置かないてください。
- 作業中は除雪車に近寄らないてください。
- 降雪状況により除雪時間が変わる事があります。



水道凍結に注意してください。

寒さが厳しくなる12月から3月にかけて、水道管の凍結事故が起きやすくなります。気温がマイナス4℃以下の日や水道凍結注意報が出たとき、水道を長期間使用しないときは必ず水抜きをするように心がけてください。

水道管が凍結すると、水が出なくなるのはもちろんのこと、解氷工事や水道管が破裂した場合の修理費は自己負担となりますので、ご注意ください。(公営住宅に入居されている方でも、水抜きをせずに凍結した場合は自己負担となります。)

また、ポイラーや湯沸し器などの凍結は故障の原因となり、また公営住宅などで水道管が破裂した場合は、流れ出た水により下の階の入居者に損害をかけるおそれがありますのでご注意ください。

◆もしも凍ってしまった場合は...

- ★凍結した水道管に、タオルか雑巾を巻きつけて、ゆっくりとぬるま湯をかける。(熱湯をかけると、水道管が破裂したりヒビ割れしたりすることがありますので、ご注意ください。)
- ★ストーブを利用し、部屋全体を暖かくする。
- ★それでも溶けない場合は、「水道工事業者」に解氷を依頼してください。

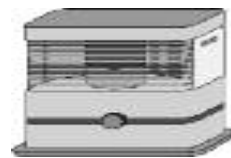
高齢者世帯等に暖房用灯油代の一部を助成します

急激な灯油価格の高騰に伴い、高齢者世帯等の生活全般に大きな影響を与えているため、町では今年度、暖房用灯油代の一部を助成します。

●支給対象世帯は？

平成25年12月1日を基準日として、

- ★秩父別町に住所があり、現に居住している世帯
- ★町民税非課税世帯又は町民税均等割額のみの課税世帯



上記★印の要件を2つとも満たす場合で、次の①～④のいずれかに該当する世帯が支給の対象です。

- ① 基準日現在で世帯主が70歳以上、同居の親族が65歳以上の世帯員で構成されている世帯。
- ② 基準日現在70歳以上の独居世帯。
- ③ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者で、同法施行規則別表第5号に掲げる1級又は2級に該当し、主としてその者の収入により生計が維持されている世帯。
- ④ 義務教育期間終了前の子を養育する母子（父子）世帯。

※生活保護世帯及び老人ホーム等の施設入所者は対象外です。

※同一住居において住民票上、複数の世帯が存在する場合は、一つの世帯とみなします。

●支給額は？

灯油代の支給は年1回として、1世帯 **10,000円** を支給します。
(平成26年1月末支給予定)

●申請期限は？

平成25年 **12月27日**（金）までに申請してください。

●必要な書類は？

支給を受けようとする方は、福祉灯油支給申請書を提出してください。申請書は役場にありますので、印鑑をご持参ください。

なお、支給決定した後に灯油購入代の領収書（合計1万円以上）を提出いただきます。（11月中に灯油代1万円以上の支払いがあった場合は、申請時に提出も可能です。）

●お問い合わせ・申請書提出先

役場住民課住民福祉グループ 電話33-2111（内線46）